

○広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム広報情報推進委員会細則  
平成26年3月14日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム広報情報推進委員会細則  
(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム運営内規(平成26年3月14日たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認)第21条第2項の規定に基づき、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム広報情報推進委員会(以下「広報情報推進委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 広報情報推進委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) プログラム担当者1人

(2) その他広報情報推進委員会が必要と認めた者

2 委員は、プログラム責任者が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 委員の再任は、妨げない。

(審議事項)

第3条 広報情報推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) プログラムの広報に関する事項

(2) プログラムの情報推進に関する事項

(3) その他プログラムの広報および情報推進に関する事項

(会議)

第4条 広報情報推進委員会に委員長を置き、委員のうちからプログラム責任者が指名する。

2 委員長は、広報情報推進委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第5条 広報情報推進委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 広報情報推進委員会の事務は、たおやかで平和な共生社会創生プログラム事務室において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、広報情報推進委員会に関し必要な事項は、広報情報推進委員会が定める。

附 則

この細則は、平成26年3月14日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

(制定理由)

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム広報情報推進委員会に関し必要な事項を定めることとするため。